

（局）

令和 4 年 6 月 1 日に申し入れを受けた 2023 年度勤務労働条件に関する要求書について回答する。

本市では、これまで、令和 2 年 4 月に策定した「市政改革プラン 3.0」に基づき、「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざす新たな市政改革にステージを移し、6 つの改革の柱を掲げ、市政改革に取り組んできた。そして、令和 4 年 3 月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と両立できる地域活動への支援や、本格的なデジタル社会の到来を見据えたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に向けた取り組み等、これまでの取り組みを振り返り、本市を取り巻く状況変化等の実態を反映した「市政改革プラン 3.1（市政改革プラン 3.0 の中間見直し版）」を策定して、引き続き、市政改革に取り組んでいくこととしている。

福祉局としても、市民サービスの向上にむけた取り組みを進めていくとともに、効率的・効果的な業務執行体制を構築していかなければならないと考えている。

ワーク・ライフ・バランスの実現について、本市では長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。令和元年度から時間外勤務の上限規制が導入されたことに伴い、福祉局においては管理監督者による時間外勤務時間数や年次有給休暇取得数の把握の徹底及び事務の適正な配分に努めてきたところである。

引き続き、職員一人ひとりにとって仕事と仕事以外の生活を両立することができる職場環境を整えていくことができるよう、状況及び実績の把握に努めていく。

安全衛生管理体制の拡充については、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成や公務災害の防止を図るため、労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会を設置し、各事業所における産業医、衛生管理者及び衛生推進者を配置し職場巡視を実施するなど、引き続き安全衛生管理体制を確保するとともに、安全衛生管理計画を策定し、その計画に基づき、安全衛生委員会、および安全衛生教育を計画的に実施していく。

また、各職場の管理監督者を中心に、職員が安心して職務に専念できるよう、職員が働きやすい職場づくりに努めていく。

新型コロナウイルス感染症拡大防止については、国や府より提示されている感染防止対策に沿って取り組みを進めているところである。

職場での感染拡大防止のため必要な消毒液等の衛生用品については、当面の間対応できる数量をまとめて確保し、各職場に配付している。また、テレワーク制度や特別休暇制度などについて職員に周知し、各職場と家庭の状況を鑑みながら活用を促しているところである。

また、介護保険課船場分室における介護事業所での新型コロナウイルス感染症発生

事案への対応として、技能職員を含めた課内全体での輪番制によるチーム体制を構築し、速やかな発生状況の把握並びに衛生用品の搬入等、事業所内での感染拡大の防止に向け尽力いただいている。

本年5月には季節性インフルエンザと同等の「5類」への引き下げが予定されているところであるが、引き続き最新の情報収集に努め、適切な感染拡大防止策に取り組んでいく。

こころの健康問題については、日頃から職員の心の健康づくりに必要なメンタルヘルスケアの推進に重点を置いて取り組んでおり、今年度も昨年度に引き続きストレスチェックを実施することにより、職場のストレス要因の把握に努め、職場環境改善に取り組む。

メンタル不調の可能性がある場合においては、プライバシーに配慮しつつ所属産業医との面談を実施するなど、職員の負担が大きくなるよう取り組んでいく。

また、管理監督者が、メンタル不調の可能性がある部下からの相談に対応するための必要なスキルを身につけるために、総務局主催のラインケア研修を管理監督者に受講させるほか、局独自の研修として配置転換があった職員や係長級へ昇任・主任に任命された職員を中心にセルフケア研修を実施するとともに、所属職員へのメンタルヘルス対策に関する講習会や新規採用者へのフォローアップ研修を実施するなど、引き続き、こころの健康問題についての意識啓発を行っていく。

職員が休職から復職するにあたっては、職員自身の不安を軽減し、疾病の再発防止及び円滑な職場復帰を図るため、所属産業医と連携し、復職後しばらくの間は、徐々に職場に慣れていただくよう就業上の配慮として勤務時間の短縮を行うほか、職場内での業務分担替えなど、各職場の管理監督者において、きめ細やかな復職支援策を実施していく。

熱中症予防対策については、7月1日から7日までの全国安全週間の時期に合わせて、局独自で啓発ポスターを作成し、各事業所で管理監督者を通じて、暑さ対策や十分な水分補給について注意喚起・意識啓発を行ったところである。今後も引き続き、十分な熱中症予防対策を講じていく。

被服については、福祉の最前線で実際に市民の方々と接する職員が、業務を支障なく円滑に遂行するためには、安全衛生の面からも大変重要な事項であると認識しており、今後も業務実態を把握し適切に対応するよう努めていく。

施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制については、職制が自らの判断と責任において行う管理運営事項として、職員がこれまで培ってきた知識、技術、経験を考慮した配置を行い、最大限の行政サービスが提供できるよう取り組んでいく。それに伴う職員の勤務労働条件の変更、また、安全衛生及び職場環境改善に関する事項につきましては、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えている。

(支部)

ただいま、人事・勤務条件担当課長より「2023 年度勤務労働条件に関する要求書」に対する回答が示された。

支部は、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現と組合員の生活と権利を守るため、現業職場活性化運動を推進し、「より質の高い公共サービス」の提供に向け、取り組みの強化を図っていく。また、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たし、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた、業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えているが、安易なコスト論のみに固執した事業の見直しと、職員数の大幅な削減、給与水準の見直しは、職員の「働きがい・やりがい」をなくすだけでなく、市民への必要不可欠な安全性が保たれず、提供すべき公共サービスに影響を及ぼすものと考えている。

局として、厳しい状況下にあっても市民視点に立ち、あらためて市民にとって、安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、本当に必要で重要な事業についての点検・検証をした上で、局事業を推進するよう最大限の努力を行うよう要請する。

ワーク・ライフ・バランスについては、「職員一人ひとりにとって仕事と仕事以外の生活を両立することができる職場環境を整えていく」と示された。

働く従業員一人ひとりのライフスタイルの違いを認め、一人ひとりがあらゆる問題を抱えたまま就業することではなく、仕事と仕事以外の生活の両立することができる職場環境を整えるよう求めておく。また、一人ひとりが希望するキャリアデザインを尊重し、十分に能力が発揮できる環境・配置に努めるよう求めておく。

安全衛生対策の充実・強化については、安全衛生委員も職場巡視に参加できる体制作りをおこない、委員の意見も反映し、公務災害の発生防止に努めるなど、更なる活性化を図るよう求めておく。

新型コロナウイルス感染症拡大防止については、2023 年 5 月に感染症法の分類が 2 類から 5 類に移行されても、感染症対策については、継続した取り組みをおこなうよう強く求めておく。また、市民対応を行う職場の安全を確保するため、アルコール消毒、マスク等を配備するなどの対策を講じるように要請しておく。

心の健康問題については、支部としても近年増加傾向にある事から、非常に重要な課題であると認識しており、今後も組合員が働きやすい職場環境改善の取り組みと、心の健康問題について、安全衛生委員会で議論し、労働安全衛生の充実・強化を図って頂きたい。また、復職支援については、きめ細やかな取り組みはもとより、休職者が復帰しやすい環境整備に努めるよう要請しておく。

業務執行体制については、「効率的・効果的な業務執行体制を構築していかなければならない」とのことであるが、今年度末に退職者がいるが、この間、技能職員の採用凍結による退職不補充のため、現場で培ってきた技術・技能・知識・経験が豊富で、優秀な人財から次世代へ継承していくことが困難な状況となっていることは、短期的、中長期的な視点をもった要員配置を見誤った市政だけでなく局としても責任があると

考える。

今後、技能職員の採用再開に向けて、組合員が持つ「技術・技能・知識・経験」という無形財産を継続的に次世代へ継承することが可能な業務執行体制の確立と、組合員の士気が低下することのないよう「働きがい・やりがい」をもって業務に就くことができる適正な要員配置を強く要望しておく。

また、近年、全国で災害が起きている。いつ大きな災害が発生するかわからない状況であり、いざという時に市民の安全と安心を守るため、迅速な対応ができる危機管理体制の確立に向けた、適正な要員配置を行うよう申し添えておく。

被服については、労働安全衛生面を考慮し、現場の意見も反映した制度となるよう求めておく。

最後に、組合員については、通常業務と共に、局事業の的確な推進を第一義とした新たな業務を適宜積み上げ、局の円滑な運営に大きく貢献していると認識している。

局はこのことをしっかり認識したうえで、早急に組合員が持つ無形財産を継続的に次世代へ継承ができる対策を講じるため、要員確保をおこなうよう再度改めて強く求めておく。

(局)

ただいま、支部長から大阪市従業員労働組合市民生活支部としての見解が示された。

本市を取り巻く厳しい財政状況のなかではあるが、当局としては、引き続き市民サービスの低下を招くことなく、効率的・効果的な業務執行体制を構築するとともに、職員の労働安全衛生の充実に努めてまいりたいと考えている。

また、今後においても、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、適宜、協議・交渉を行ってまいりたいと考えている。